

東京都北区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十一月十七日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第八十二号

東京都北区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区歯科技工士法施行細則（平成九年三月東京都北区規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式(表)中「番号及び」を「登録番号及び」に、「従事する者の氏名」を「従事する者」に、

種 別	氏 名	登 録 番 号	登 録 年 月 日
歯科医師・歯科技士		第 号	年 月 日
歯科医師・歯科技士		第 号	年 月 日
歯科医師・歯科技士		第 号	年 月 日

を

種 別	氏 名	登録番号及び 登録年月日	リフトワークを行う場合は、リフト ワークを行う場所及び連絡可能な電話番号
歯科医師 歯科技士		第 号 年 月 日	
歯科医師 歯科技士		第 号 年 月 日	
歯科医師 歯科技士		第 号 年 月 日	

に改め、同様式(裏)を次のよ

うに改める。

(裏)

歯科技工所の構造設備			
項目	歯科技工士法 施行規則	状態	
①	歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。	第13条の2第1号	有・無
※「歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等」は、次のとおり <input type="checkbox"/> 防音装置 <input type="checkbox"/> 防火装置 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 照明設備 <input type="checkbox"/> 空調設備 <input type="checkbox"/> 給排水設備 <input type="checkbox"/> 石こうトラップ <input type="checkbox"/> 空気清浄機 <input type="checkbox"/> 換気扇 <input type="checkbox"/> 技工用実体顕微鏡(マイクロスコープ) <input type="checkbox"/> 電気掃除機 <input type="checkbox"/> 分別ダストボックス <input type="checkbox"/> 防じん用マスク <input type="checkbox"/> 模型整理棚 <input type="checkbox"/> 書籍棚 <input type="checkbox"/> 救急箱 <input type="checkbox"/> 吸じん装置(室外排気が望ましい) <input type="checkbox"/> 歯科技工用作業台 <input type="checkbox"/> 材料保管棚(保管庫) <input type="checkbox"/> 薬用保管庫			
②	歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。	第13条の2第2号	適・否
③	手洗設備を有すること。	第13条の2第3号	有・無
④	常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。	第13条の2第4号	適・否
⑤	安全上及び防火上支障がないよう機器を配置でき、かつ、10平方メートル以上の面積を有すること。	第13条の2第5号	適・否
⑥	照明及び換気が適切であること。	第13条の2第6号	適・否
⑦	床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。	第13条の2第7号	適・否
⑧	出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。	第13条の2第8号	適・否
⑨	防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。	第13条の2第9号	有・無
⑩	廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。	第13条の2第10号	有・無
⑪	歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。	第13条の2第11号	有・無
⑫	歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。	第13条の2第12号	有・無
⑬	リモートワークを行う者がいる場合は、個人情報の適切な管理のための特段の措置を講じていること。	第13条の2第13号	適・否
備考 1 備えている設備及び器具の前の□の中に \blacktriangleright を付すこと。 2 「有」又は「無」のいずれか及び「適」又は「否」のいずれかを○で囲むこと。 3 管理者及び業務に従事する者については、免許証の写しを添付すること。 4 開設者が法人の場合は、当該法人に係る登記の全部事項証明書(履歴事項証明書)を添付すること。 5 歯科技工室の平面図については、機械、器具等の配置を記入すること。 6 敷地の平面図及び付近の見取図を添付すること。 7 リモートワークとは、「2 開設の場所」以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務であって、切削加工、研磨等を行わないものをいう。 (注) 免許証については、原本を持参すること。			

別記第五号様式(表)中

推薦者名(氏名・職名)等

名 称	所 在 地	電 話 科 目
	TEL FAX	

国費・官費又は助成している他の資料提出所

名 称	所 在 地
	TEL

を削る。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区歯科技工士法施行細則別記第一号様式及び第五号様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十一月十八日

東京都北区長

花川 與 惣 太

東京都北区規則第八十三号

東京都北区覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区覚醒剤取締法施行細則（平成十七年三月東京都北区規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（事故の届出）

第三条 法第三十条の十四第一項の規定による法第三十条の七第七号に規定する薬局開設者の覚醒剤原料の事故の届出は、別記第一号様式により行うものとする。

本則に次の一条を加える。

（業務の廃止等に伴う報告等）

第四条 法第三十条の十五第一項第二号の規定による法第三十条の七第七号に規定する薬局開設者が所有し、又は所持していた覚醒剤原料の報告は、別記第二号様式により行うものとする。

2 法第三十条の十五第二項の規定による法第三十条の七第七号に規定する薬局開設者の覚醒剤原料の譲渡の報告は、別記第三号様式により行うものとする。

3 法第三十条の十五第三項の規定による法第三十条の七第七号に規定する薬局開設者の覚醒剤原料の廃棄等に係る立会いの願出は、別記第四号様式により行うものとする。

別記様式を削り、付則の次に別記様式として次の四様式を加える。

第1号様式（第3条関係）

覚醒剤原料事故届出書

覚醒剤取締法第30条の14第1項の規定により、覚醒剤原料の事故を届け出ます。

年 月 日

住 所

氏 名

東京都北区長 殿

業 態		
業 務 所	所 在 地	
	名 称	
事 故 発 生 年 月 日		
事 故 発 生 場 所		
品 名	数 量	事 故 の 状 況

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、ボールペン、インク等を用い、楷書ではつきり書^{かい}くこと。
- 3 法人の場合は住所欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別を記載すること。
- 5 事故の状況は具体的かつ詳細に記載すること。なお、必要に応じ別紙を用いること。

第2号様式（第4条関係）

業務廃止等に伴う覚醒剤原料所有数量報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の所有数量について、覚醒剤取締法第30条の15第1項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所

届出義務者続柄

氏 名

東京都北区長 殿

業 態		
業 務 所	所 在 地	
	名 称	
品 名		数 量
報告の事由及びその 事由の発 ^{かい} 生年月日		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、ボールペン、インク等を用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

第3号様式（第4条関係）

業務廃止等に伴う覚醒剤原料譲渡報告書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の譲渡について、覚醒剤取締法第30条の15第2項の規定により、報告します。

年 月 日

住 所

届出義務者続柄

氏 名

東京都北区長 殿

業 態					
業 務 所	所 在 地				
	名 称				
品 名	数 量	譲 受 人 住所・氏名	法第30条の7による 区分及び業種名	指定証 の番号	
報告の事由及びその 事由の発生年月日					

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、ボールペン、インク等を用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

第4号様式（第4条関係）

業務廃止等に伴う覚醒剤原料処分願出書

業務廃止等に伴う覚醒剤原料の処分について、覚醒剤取締法第30条の15第3項の規定により、立会いを願います。

年 月 日

住 所

届出義務者続柄

氏 名

東京都北区長 殿

業 態		
業 務 所	所 在 地	
	名 称	
品 名	数 量	
報告の事由及びその 事由の発生年月日		

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 字は、ボールペン、インク等を用い、楷書ではつきり書くこと。
- 3 法人の場合は住所の欄には主たる事務所の所在地を、氏名欄にはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 4 業態欄には、業務廃止等前の業態（病院、診療所、飼育動物診療施設、薬局の別）を記載すること。
- 5 業務所欄には、業務廃止等前のものを記載すること。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区覚醒剤取締法施行細則別記様式の規定により調製した用紙で、現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十一月二十八日

東京都北区長
花川與惣太

東京都北区規則第八十四号

東京都北区建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都北区建築基準法施行細則（昭和五十八年四月東京都北区規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第三項中「の申請書の提出」を「又は第二項の規定による申請」に、「申請の」を「当該申請の」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の証明を受けようとする者は、北区の地図情報システム（電磁的方式により記録された建築物等に関する情報を電子計算機を使用して処理するシステムをいう。）を利用した端末で、証明書等の交付及び閲覧を行う機能を有するもの（以下「端末機」という。）に次に掲げる事項を入力することにより、建築台帳等記載事項証明書の交付を申請することができる。

一 申請者の氏名及び電話番号

二 申請の目的

三 申請に係る建築物の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

第四十七条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の閲覧等（指定道路図又は指定道路調書の閲覧を除く。）をしようとする者は、端末機に次に掲げる事項を入力することにより、

その申請をすることができる。

一 申請者の氏名及び電話番号

二 申請の目的

三 申請に係る建築物の所在地

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

別記第二十三号様式を次のように改める。

第23号様式(第45条の2関係)

建築台帳等記載事項証明書交付申請書

東京都北区長殿

年 月 日

申請者	住所	
	氏名	

建築基準法第12条第8項に規定する台帳に記載されている事項の証明を申請します。

記

建築物	建築主氏名			
	敷地の地名地番	東京都北区		
	用途		敷地面積	
	工事種別		建築面積	
	構造		延べ面積	
	階数		階	区受付番号
	確認番号		確認年月日	
	検査済証番号	第 号	検査済証 発行年月日	年 月 日
	審査機関			

建築台帳等記載事項証明書(控)

第 号

上記のとおり

に記載されていることを証明します。

年 月 日

決 裁	課長	係長	係

別記第二十三号様式の二中「第45条の2第2項」を「第45条の2第3項」に改める。

別記第二十四号様式を次のように改める。

第24号様式(第45条の2関係)

建築台帳等記載事項証明書

建築物	建築主氏名			
	敷地の地名地番	東京都北区		
	用途		敷地面積	
	工事種別		建築面積	
	構造		延べ面積	
	階数	階	区受付番号	
	確認番号		確認年月日	
	検査済証番号	第 号	検査済証 発行年月日	年 月 日
	審査機関			

第 号

上記のとおり に記載されていることを証明します。

年 月 日

東京都北区長

印

別記第二十八号様式中「第47条第2項」を「第47条第3項」に改め、「光栄証」を削る。

付 則

この規則は、令和四年十二月一日から施行する。